

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第九号

衛生部長
各保健所長
衛生研究所長

昭和二十五年十二月鳥取縣訓令甲第二十八号「鳥取縣保健所及び衛生研究所使用料手数料條例に規定する知事の定める使用料手数料の額」の一部を次のように改正し昭和二十六年五月一日から適用する。

昭和二十六年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「鳥取縣保健所及び衛生研究所使用料手数料條例に規定する知事の定める使用料手数料の額の一部改正」

一のI中

昭和二十六年六月十五日 金曜日
第二千二百十八号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

「但し次の藥治料及び注射料」とあるを「但し次の注射料」に改め「ペニシリン」を削る。

◇鳥取縣告示第二百六十号

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三條の規定により昭和二十五年十二月二日をもつて買収した農地等の所有者の中買収令書を交付することができなものを同法第九條第一項但書の規定により次のように公告する。

なお地番、地目、面積等の詳細については關係書類を
農地課に備え置く。

昭和二十六年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

01044

買収令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在	対 価	買収期日	対価支払方法 現金・証 券
大勢丸4304	島田 泰興	岡山市福島三浜町五丁目	岩美郡大勢村	205.44	25.12.2	205.44
蓬坂丸4309	森光布童子	岡山県上房郡高梁町	西伯郡蓬坂村	5.00	〃	5.00

教育委員会告示

鳥取縣教育委員会告示第十六号

昭和二十六年三月十四日私立育英高等學校に現に在學する生徒は同校の移管に伴い同年三月十四日をもつて鳥取県立東伯高等学校普通課程の各学年にそれぞれ編入したものとす。

昭和二十六年六月十五日

鳥 取 県 教 育 委 員 会

公 告

資格審査結果公告第七十二号

昭和二十六年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取県知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次

01045

回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市町村役場に編つて保存するものである

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 六十名

非該当決定者 六十名

(1) 昇任又は任命予定者

○市町村普通公職者

- 宇田川村 柿原きよこ 野口 軍治 森田スミエ
- 南谷村 大田 澄子 加藤 久子 天野 龍行
- 小田村 西垣 忠義

○村選挙管理委員会委員

- 法勝寺村 芦達 久義
- 大正村 岡田 義雄

○村農業共済組合参事及び理事

- 福部村 宮本 定雄 吉田房次郎 前田 武治
- 猪上 直美

成美村

- 加藤 菊治
- 幡郷村 佐伯 寛 長尾 幸一 影山 忠雄
- 和田 薫 吉持 興正

○鳥取市立市民病院医員

- 戸田 喜久

○西伯郡外江町干拓増反農業共済組合理事及び監事

- 小徳 由隆 浜田 吉春

○村農地委員会専任書記

- 宇田川村 長谷川光弘

○檢察審査員、同補充員

- 鳥取檢察審査員 垣田 須賀 田中 乾一 原田 禎子

